

令和2年5月25日

保護者の皆様

横浜市教育委員会
横浜市立益利谷小学校
校長 菊池 幸博

6月1日以降の段階的な学校再開に向けたお知らせ

保護者の皆様には、本校の教育活動に対するご理解とご支援をいただき、心より感謝申し上げます。また、一斉臨時休業に際しても、保護者の皆様から多大なるご協力をいただきましたこと、誠にありがとうございます。

さて、5月中に緊急事態宣言が解除された場合、横浜市立学校は6月1日より段階的に教育活動を再開します。本校でも感染拡大防止の措置を十分にとった上で再開できるよう、準備を進めているところです。つきましては、次の内容で段階的に再開する予定ですので、お知らせいたします。

なお、緊急事態宣言が5月中に解除されない場合（対象地域指定の継続）や新型コロナウイルスの市内の感染状況によっては、臨時休業等の措置をさらに延長することも想定されます。その場合には、改めてお知らせします。

1 段階的な学校再開について

(1) 日程

- 第一期 6月1日（月）～12日（金）分散登校による少人数での短縮午前授業
※ 開港記念日の6月2日（火）も授業を行う予定です。
- 第二期 6月15日（月）～30日（火）学級での短縮午前授業
※ 第一期、第二期ともに、給食は実施しません。12:05下校です。

(2) 再開にあたっての留意点

次の点に十分配慮した上で、教育活動を再開します。

- こまめな換気の徹底
 - 多くの人が手の届く距離に集まらないための配慮
 - 近距離での会話や大声での発声への配慮
 - 飛沫飛散防止のためのマスク着用
 - 手洗い等の励行を指導
- など、保健管理や環境衛生に十分配慮した上で、教育活動を行います。

2 第一期の分散登校について

- 再開にあたっては、感染予防のため、学年や学級等を複数のグループに分けて教育活動を行います。
- グループごとの在校は半日程度を上限とします。
- 一学級を2つ（Aグループ、Bグループ）に分けて、一日おきで登校します。

日にち 曜日	6/1 月	6/2 火	6/3 水	6/4 木	6/5 金	6/8 月	6/9 火	6/10 水	6/11 木	6/12 金
グループ	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B

- ご家庭には、休業中の様子や健康状態の把握のため、電話での連絡をさせていただきます。その際、分散登校のグループについても併せてお知らせいたします。

学校からの連絡に使用する電話番号は、次のとおりです。

- ・ 781-2468
- ・ 781-2469
- ・ 701-4794
- ・ 080-9047-7090
- ・ 080-7606-5259
- ・ 080-7654-2631
- ・ 080-9656-1645

※台数が限られておりますので、5月26日（火）～29日（金）の期間で連絡させていただきます。ご理解ご協力をお願いいたします。

3 持ち物、提出物等について（初回登校日に持たせてください。）

- 5月の健康観察票（欄外に、初回登校日分の体温等を記入してください。）
 - マスク、筆記用具、連絡帳
 - 4、5月休業中の課題（プリント、ドリル等）
 - 家庭連絡票
 - 児童保健調査票
 - 健康手帳
 - 緊急時における学校からのメール配信登録票
 - 令和2年度「緊急時児童引き取り代理人カード」
 - 学校納入金承諾書
- 未提出の場合は、初回登校日に提出をお願いします。
- 4月7日に配付したものです。

- 各学年の持ち物

<1年>

教科書（国語1年）、体育着、上ばき、毎日持ってくるもの（前のお便り参照）

<2年>

教科書（国語2年、算数2年）、上ばき、ノート（国語、算数）、漢字ドリル、計算ドリル

<3年>

教科書（国語3年、算数2年下）、ノート（国語、算数）

<4年>

教科書（国語4年、算数4年）、ノート（国語、算数）、道具箱

<5年>

教科書（国語5年、算数4年下）、ノート（国語、算数）、漢字ドリル、算数ドリル

<6年>

教科書（国語5年、社会5年下）

4 児童の健康状態の把握について

学校再開にあたり、児童の健康観察とご家庭での健康管理が重要となります。登校前に各家庭で健康観察を行い、体調不良（発熱、せき、倦怠感、息苦しさ、頭痛の症状等）の場合は登校を見合わせてください。登校に際しては、健康状態を確認するため健康観察票を持たせてください。

なお、登校後、児童の発熱を確認した場合、文部科学省から示されているとおり、帰宅措置を講じます。

5 その他

- 感染拡大防止にあたっては、ご家庭の協力も不可欠です。免疫力を高めるためにも、十分に睡眠をとること、適度な運動を行うことや栄養バランスのとれた食事をとることを心がけて、規則正しい生活を送ることができるようお願いします。また、児童の健康について気になることがある場合は、遠慮なく学校にご相談ください。
- 第一期は1～4年生及び個別支援学級（全学年）の児童のうち、保護者の就業やその他の事情で家庭での対応が困難な場合に「緊急受入れ」を実施します。なお、「緊急受入れ」はあくまでも「緊急の措置」であることをご理解ください。第二期は「緊急受入れ」は実施しませんが、放課後キッズクラブ（利用区分2）や放課後児童クラブ等に登録しておらず、保護者の就業やその他の事情で家庭での対応が困難な場合にご相談ください。
- 7月以降の教育活動の実施や給食の開始、長期休業期間（夏季、冬季、学年末）の扱い等については、改めてお知らせします。